

先生各位

プラドキシムヨウ化メチル (PAM) による 血糖測定試薬への影響について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省の通知 (PAM 投与患者において偽高値を示す事例から血糖降下剤投与により重篤な低血糖症状が報告されたことから各試薬メーカーへ製品の評価試験を指示) を元に各試薬メーカーは、有機リン剤中毒解毒剤である PAM の血糖測定試薬への影響について評価試験が実施されました。

当社使用の血糖測定試薬についても試薬メーカーより評価試験の結果報告を受けましたので、ご案内申し上げます。

評価試験は日本臨床検査薬協会通知 (<http://www.jacr.or.jp/osirase/kyo-ren/index.html>) 指定の統一プロトコールにて実施され、当社使用の試薬については PAM 濃度 1024 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以上において偽高値を示すとの結果でありました。本内容を踏まえ、PAM 投与患者様の血糖値管理の際にはご留意いただきますようお願い申し上げます。

尚、PAM メーカーである大日本住友製薬より実際の治療において 1000 $\mu\text{g}/\text{mL}$ を越える血中濃度は、その治療方法から考えにくいとの見解を得ており、当社の血糖測定値において基本的に影響はないものと理解しております。

謹白